

7 群馬県浄化槽保守点検等実施要領

第1 目的

この要領は、浄化槽法（以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（以下「環境省令」という。）、群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）、群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（以下「県規則」という。）及び群馬県浄化槽指導要綱（以下「要綱」という。）に規定する浄化槽の保守点検及び清掃についての事務処理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 保守点検等の契約

- 1 浄化槽管理者が、浄化槽の保守点検及び清掃業務を委託契約する場合、その契約は、原則として浄化槽保守点検、清掃委託等契約書（別紙1）により行うこと。
- 2 浄化槽保守点検業者は、保守点検を受託したときは、当該受託に係る浄化槽について県規則第21条の浄化槽保守点検帳簿（要綱別記様式第5）を作成し、これを5年間保存すること。

第3 使用開始直前の保守点検

- 1 浄化槽工事業者は、浄化槽工事の完了前に、浄化槽保守点検業者に、当該浄化槽に係る使用開始直前の保守点検を実施すべき時期を連絡すること。
- 2 前項の使用開始直前の保守点検は、浄化槽管理者及び浄化槽工事業者の立会いのもとに実施されるよう努めるものとし、浄化槽保守点検業者は、その結果を使用開始直前の保守点検票（要綱別記様式第4）に記録すること。
- 3 前項の使用開始直前の保守点検票は、3部作成し、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽工事業者がそれぞれ1部を保管すること。
- 4 第2項の使用開始直前の保守点検票は、それぞれが3年間保存すること。

第4 保守点検の実施

- 1 浄化槽の保守点検の回数は、環境省令第6条によること。
- 2 浄化槽の保守点検は、環境省令第2条の保守点検の技術上の基準に従って実施するものとし、浄化槽保守点検業者は、その結果を、単独処理浄化槽にあっては単独処理浄化槽保守点検票（要綱別記様式第6）に、合併処理浄化槽にあっては合併処理浄化槽保守点検票（要綱別記様式第7-1又は第7-2）に、記録すること。
- 3 前項の単独処理浄化槽保守点検票又は合併処理浄化槽保守点検票は、2部作成し、浄化槽管理者及び浄化槽保守点検業者がそれぞれ1部を保管すること。
- 4 第2項の単独処理浄化槽保守点検票又は合併処理浄化槽保守点検票は、それぞれが3年間保存すること。

第5 清掃時期の判定

- 1 浄化槽の清掃時期の判定は、要綱第4の6により行うこと。
- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の結果、当該浄化槽の清掃時期であると判断した場合は、清掃通知書（要綱別記様式第8）を3部作成し、浄化槽管理者及び当該浄化槽保守点検業者が業務について提携を行っている浄化槽清掃業者にそれぞれ1部を送付するとともに、1部を自ら保管すること。
- 3 前項の清掃通知票は、それぞれが3年間保存すること。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

浄化槽保守点検・清掃委託等契約書

浄化槽管理者（以下「甲」という。）と
浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）と
浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）とは、

甲の浄化槽の保守点検、清掃及び検査について次の条項により契約を締結し、これを誠実に履行するものとする。

（契約の対象施設）

第1条 この契約により、乙が保守点検を、丙が清掃を行う浄化槽は次のとおりとする。

- 一 浄化槽の設置場所
- 二 浄化槽の型式 単独・合併 方式・メーカー名
- 三 浄化槽の規模 人槽
- 四 処理目標水質 放流水BOD mg/L以下・BOD除去率 %以上

（契約内容及び実施）

第2条 乙は、甲に対し次の作業及び指導並びに事務の代行を行うものとする。

- 一 浄化槽法及び同法施行規則並びに群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例に基づき適正な保守点検作業を行う。
- 二 浄化槽の適正な使用方法を指導する。
- 三 浄化槽の使用開始報告を環境森林事務所長に提出する。
- 四 浄化槽法第7条に規定する設置後等の水質検査の実施時期に達したときは、検査の申し込みを行う。
- 五 浄化槽法第11条に規定する定期検査の申し込みを行う。
- 六 浄化槽の清掃作業について、丙に対して必要な指示を行う。
- 七 保守点検作業は、 か月ごとに 回とし、次の浄化槽管理士を派遣して行う。ただし、業務遂行上の理由から、管理士の変更を生じることがある。

浄化槽管理士

氏名		浄化槽管理士免状の交付番号	
住所			

八 消毒薬等の補充回数は、 か月ごとに 回とする。

2 丙は、甲に対し次の作業を行うものとする。

- 一 浄化槽法及び同法施行規則に基づき清掃作業を行う。
- 二 法令を遵守し、甲又は乙の指示により清掃作業を行う。

（委託料）

第3条 保守点検の委託料は、 円とし、その内訳明細は、委託料金内訳明細書のとおりとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、主要部品の取替修繕又は天災その他による補修等の必要が生じた時の費用は、甲、乙及び丙が協議のうえ別途定める。
- 3 保守点検委託料の支払いは、契約締結時を原則とする。ただし、甲の申出により別に期日を定める場合は、この限りでない。
- 4 清掃委託料は、作業終了後丙の請求に基づき支払うものとし、丙は請求内容を明示しなければならない。
- 5 天災又は甲の責に帰すべき事由によって生じた作業経費は、甲が乙又は丙に支払うものとする。

（情報提供に対する同意）

第4条 甲は、法定検査の実施機関が、浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査結果を、浄化槽の適正な設置及び維持管理を図るために利用することを目的として、県及び市町村等の関係行政機関及び乙に提供する。

(損害賠償)

第 5 条 乙又は丙が行う作業上の行為により甲に損害を与えた場合は、乙又は丙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由又は不可抗力による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第 6 条 甲は、乙又は丙が正当な理由が無くこの契約を履行しないとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 乙が浄化槽法及び同法に関連する法令に違反し、浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。
- 二 丙が市町村の浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

2 契約を解除したときは、乙は、既に支払いを受けた料金の全部又は一部を返還するものとする。

(契約の期間)

第 7 条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、この契約期間満了の 1 ヶ月前までに甲、乙及び丙から申出のないときは、さらに 1 年間継続するものとする。以後もこの例によるものとする。

(協議事項)

第 8 条 契約書の内容に疑義を生じたとき又は契約書に定めのない事項に関し疑義を生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議の上定めるものとする。

契約の締結を証するため、この契約書1通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、甲または乙が保有し、他のものは複製を保有する。

平成 年 月 日

甲 (浄化槽管理者)	住所	
	氏名	印
乙 (浄化槽保守点検業者)	住所	
	氏名	印
丙 (浄化槽清掃業者)	住所	
	氏名	印

委託料金内訳明細書

委託料金の内訳は、下記のとおりとする。

(1) 保守点検費

人槽 円 × 回 = 円 (税込み)

(2) 消毒薬巡回補填費

円 × 回 = 円 (税込み)

(3) 浄化槽の法定検査 (法第 1 1 条) 手数料

円 (非課税)

(4) 契約締結時支払い額

合計

円

清掃作業費 (清掃の実費を別途いただきます。)

人槽 円 × 回 = 円 (税込み)